

補正予算説明調書の作成について（案）

○補正予算に計上されている予算については、債務負担行為補正も含め調書の作成を求める。ただし、地方自治法第179条及び第180条の規定に基づく補正予算の専決処分並びに以下の内容の補正予算については、調書の作成を求めない。

1. 全額国または県支出金、~~寄付金等~~の特定財源による補正。ただし、幅広い事業メニューから市の裁量により事業を選定できる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を財源とするものを除く（~~全額特定財源による基金を財源とする補正を含む~~）
2. 基金への積立金（サマルカンド特別会計に係る積立金は除く）
3. 人件費に関する補正
4. 一般会計、特別会計からの繰出金（公営企業会計への繰出金は除く）
5. 給付費や扶助費の補正
6. 指定管理者による公の施設の管理に要する補正のうち金額の記載がないもの
7. 国・県等への返還金、納付金及び負担金等の補正
8. 債務負担行為の廃止
9. 財源更正
10. 市税還付金等
11. 債務負担行為補正のうち、年度当初の随意契約締結の解消を目的とするもの
12. 減額補正